

淡路島公園における 自然環境保全・活性化に関する基本的な考え方

**令和8年3月
県立淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地あり方検討会**



淡路島公園の価値

- 淡路島公園は、貴重な生態系と自然豊かな景観が残されており、地域住民や県内外の多様な人びとがその自然の中を散策するだけでなく、環境学習のフィールドとして利用するなど、観察を含めた自然体験ができる、高い自然的価値を有した公園である。
- 「ニジゲンノモリ」の開設により地域外や海外からの来訪者にも広く知られるようになり、高い集客力を有する公園としての存在感を高めている。
- 淡路インターチェンジからのアクセスのよさも、公園の魅力を支える重要な要素となっている。

今後の方向性

- 今後は、公園の価値を基礎づけている豊かな自然環境を大切にしながら、地域の日常的な利用を維持するとともに、多様な人びとが淡路島を訪れるきっかけとなるようなシンボルとしての機能を両立させることが求められる。
- そのため、広大な敷地におけるそれぞれのエリアの特性をふまえ、公園の価値を高めるための方策を検討し、重点と緩急をつけ、効率的かつ持続可能な運営を図る。**(新たなゾーニングの作成)**
- また、公園の環境維持と活用の両立に向けて、県、指定管理者、利用者、ニジゲンノモリ、そして専門家が常に対話を重ね、自然環境と社会環境の変化に順応的に対応するためのしくみづくりを行う。**(新たなコミュニケーションのしくみづくり)**
- あわせて、公園利用のさらなる活性化およびDEI（多様性・公平性・包摂性）の観点から、園内の移動方法や施設の修繕についても検討を進め、誰もが安心して快適に過ごせる公園を目指す。



ゾーニング図の作成

○公園の自然環境や公共性を確保するとともに、民間活力の活用による活性化を実現し、公園の価値を高めるため、エリアを整理し、「**県立淡路島公園ビジョン**」にかわる**ゾーニング図**（ゾーニング図 A（目的別の区分）、B（時期・時間帯別の区分））**を作成**する。

【P4~P6】

→ **新しいゾーニング図の作成により「県立淡路島公園ビジョン」は廃止**する。

○各エリアの利用において、「**配慮・留意すべき対象（非公開）**」を**整理**する。【P7】

○今後のゾーニング図の変更は、管理運営協議会で協議の上、決定する。

管理運営協議会等の拡充

○県立淡路島公園ビジョン・淡路島公園プロジェクト会議を廃止し、**管理運営協議会内に新たな協議の場を設置**する。【P8~P9】



生態系改変・公園施設の新設や改廃にかかる合意形成・情報発信のルール

- 日常の樹木管理（緊急を要する樹木伐採を含む）は、基本的に、淡路島公園の樹木管理方針等を尊重し、管理水準書に基づいた管理を現行と同様の方法で実施し、**合意形成・情報発信にかかる新たなルールは設定しない。**
- 伐採や生態系改変・地形改変等を行う場合は、年度末等の管理運営協議会において事前に説明・協議する。
- 県が公園施設の新設や改廃を行う場合は、合意形成・情報発信のルールを設定する。

【P11】

※アニメパーク構想に関する施設の設置等については、「管理運営協議会等の拡充」に記載。

公園のさらなる利用、参画を促す取組・仕組み、情報共有マネジメントの検討

- 公園の自然環境の維持と活用を両立し、誰もが安心して快適に過ごせる公園とするため、県、指定管理者、ニジゲンノモリ、住民、利用者が協力し、今後の取組みの検討を続ける。取組みの検討には、高い知名度や集客力をもつ「ニジゲンノモリ」のノウハウを活かす。

「新たなパークマネジメント手法（民間活力導入）」を導入する際のルール設定

- 淡路島公園では、新たな民間活力導入は想定していないため、ルールの設定は行わない。



○淡路島公園ゾーニング図A（目的別の区分）

・利用目的別にエリアを整理する。

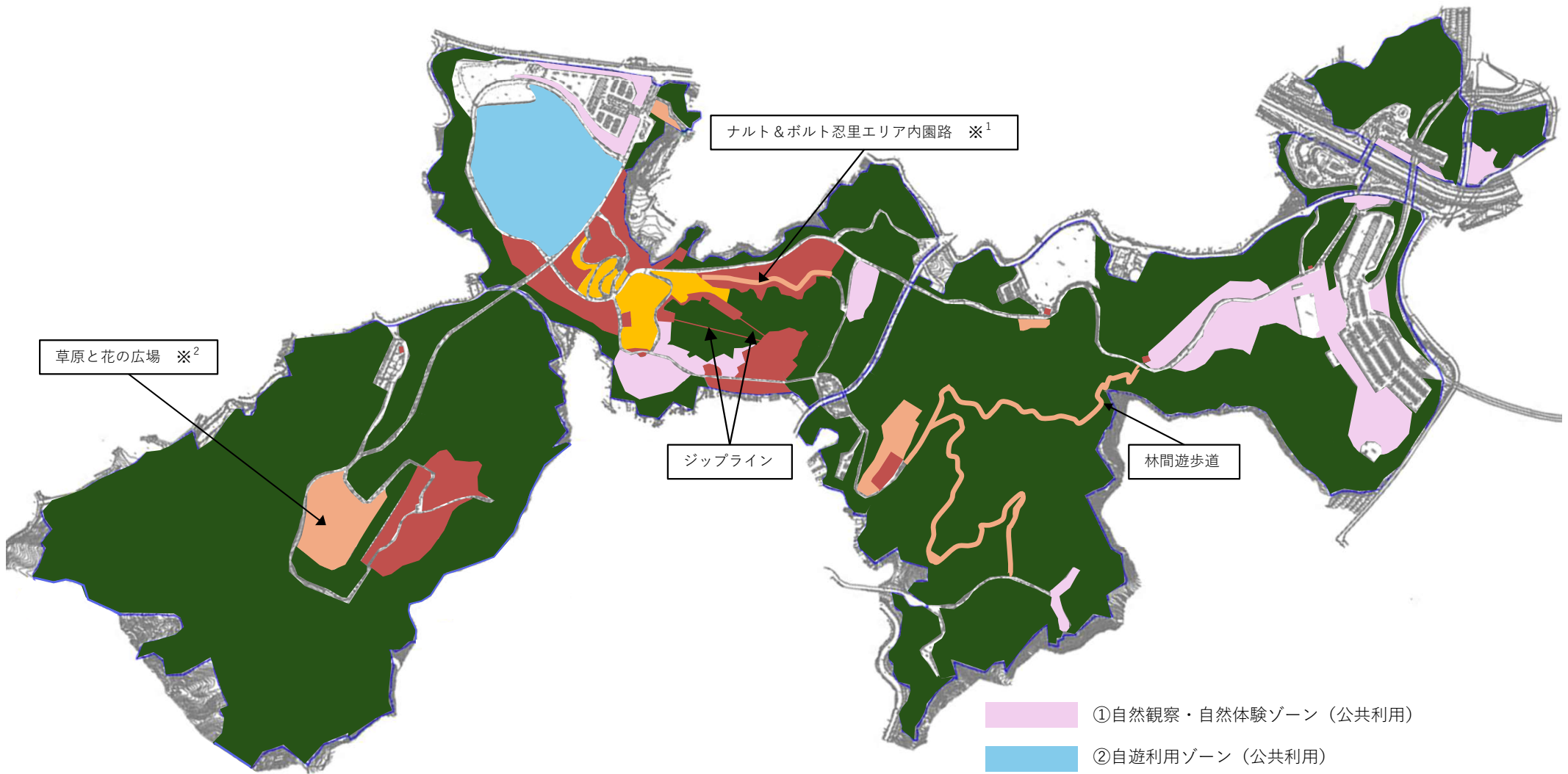
区分		目的	エリア・施設	活動・管理主体
公共利用	①自然観察・自然体験ゾーン	動植物の観察や自然体験を通じて、公園の自然を楽しむエリア	県民の森、花の谷、展望広場 等	指定管理者（県）、住民団体
	②自遊利用ゾーン	来園者が自由に過ごし、遊ぶエリア	大きな芝生広場	指定管理者（県）
	③遊具ゾーン	多様な世代が楽しめ、体を動かすことができる遊具を設置するエリア	水の遊び場、木の遊び場	指定管理者（県）
	④生態系保全・保護ゾーン	公園の自然環境や生態系を適切に維持管理するエリア	①、②、③、⑤、⑥以外のエリア	指定管理者（県）、住民団体
⑤アニメパークゾーン		アニメパーク構想で活用するエリア	アニメパーク構想で使用するエリア	株式会社ニジゲンノモリ
⑥対話しながら使い方を考えるゾーン		利用者や関係者が意見交換しながら、ゾーンの活用方法や将来の使い方を検討するエリア	林間遊歩道、林間広場(一部)、草原と花の広場、F駐車場付近の公園入り口、E駐車場前広場、ナルト&ボルト忍里エリア内園路	株式会社ニジゲンノモリ、県、指定管理者、住民団体

○淡路島公園ゾーニング図B（時期・時間帯別の区分）

・時期や時間帯によって、エリア・施設の利用方法が異なるエリアを整理する。

エリア・施設	時期・時間帯	備考
林間遊歩道	15:00~22:00: アニメパークゾーン	15:00~17:00は、イベント準備時間であるため、自由利用が可能。また、日没時間を踏まえ、県と(株)ニジゲンノモリの事前協議により変更可能
ジップライン	オシドリ飛来時期は休止	各年の休止期間は、野鳥の専門家の助言のもと、(株)ニジゲンノモリが決定
展望デッキ	17:00~22:00: アニメパークゾーン	

淡路島公園ゾーニング図A（目的別の区分）



- ①自然観察・自然体験ゾーン（公共利用）
- ②自遊利用ゾーン（公共利用）
- ③遊具ゾーン（公共利用）
- ④生態系保全・保護ゾーン（公共利用）
- ⑤アニメパークゾーン
- ⑥対話しながら使い方を考えるゾーン

※非着色：駐車場、主要園路、施設

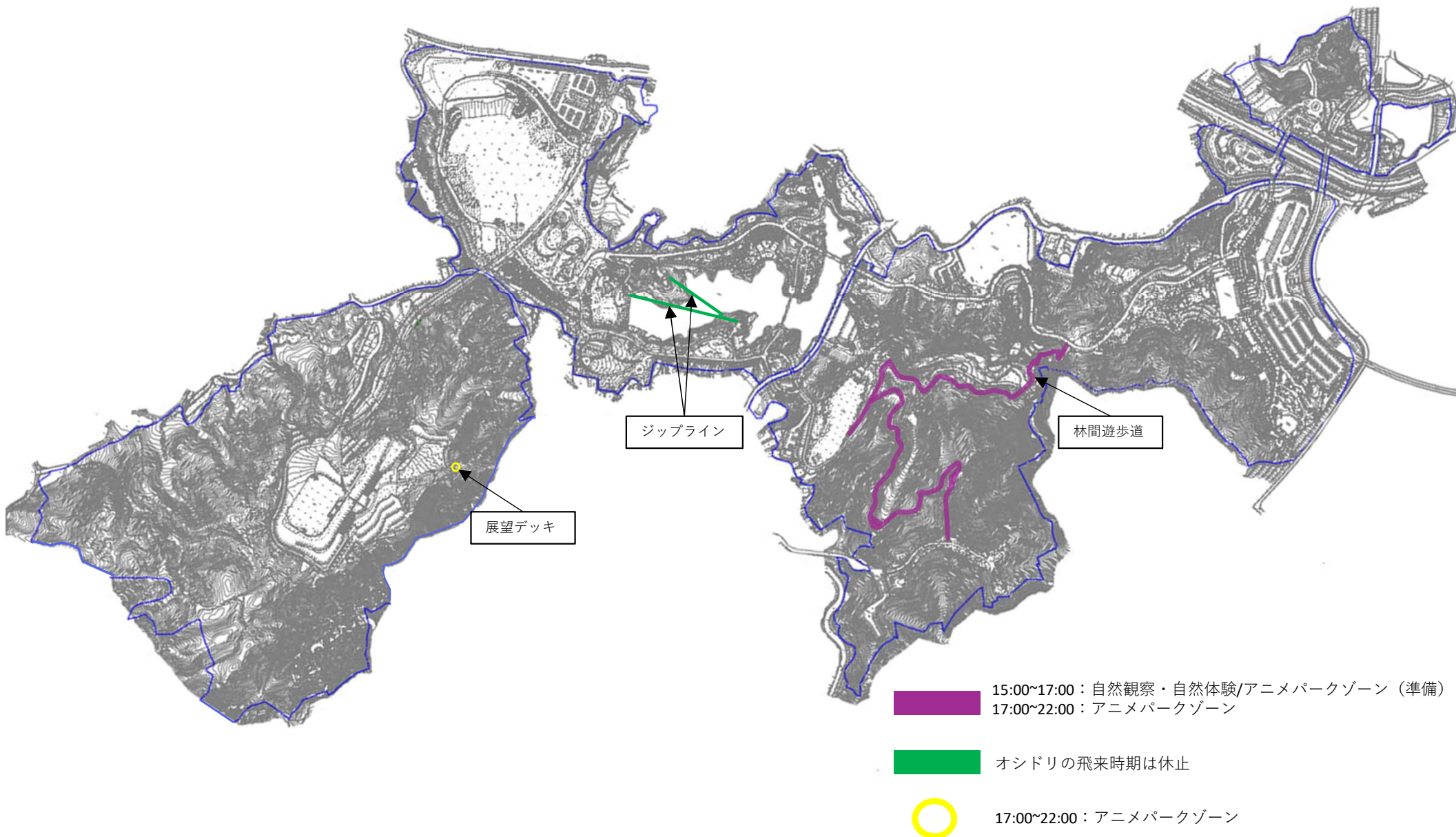
※¹ ナルト & ポルト忍里エリア内園路

昭和池を周遊する園路の設置について、あり方検討における意見を踏まえ、今後検討する

※² 草原と花の広場

関係者が対話・意見交換しながら、アニメパークの新たな取り組みと公共的利用が共存する方策を検討する。

淡路島公園ゾーニング図 B (時期・時間帯別の区分)





- 新しいゾーニング図の作成に伴い、県立淡路島公園ビジョンは廃止することから、**淡路島公園プロジェクト会議は廃止**する。
- 淡路アニメパーク構想の推進についても、関係者間の対話が重要であることから、管理運営協議会において協議を行う。
ただし、自然環境とニジゲンノモリの両立、相乗効果の発揮のためには専門家の意見が必要であることから、**新たに、助言等を行う有識者会議（デザイン会議）を管理運営協議会内に設置**し、有識者会議での結果を踏まえ、管理運営協議会において協議を行い、合意形成を図る。
- 最終的な意思決定は、管理運営協議会での合意形成を踏まえたうえで、県が行う。
- 有識者会議（デザイン会議）と連携した管理運営協議会の効果的な運営を目指し、管理運営協議会メンバーの変更、開かれた自由対話の場の設置、専門ワーキングの内容等の見直し（特定の課題解決を目的とした時限的な組織 等）を検討する。

有識者会議（デザイン会議）

※有識者会議の設置、現指定管理期間内の有識者会議の運営は県が行う。

(1)位置づけ

管理運営協議会内に設置することで、現場主導の体制を構築し、相互の連携強化を図る。

(2)メンバー

- 学識者（自然環境保全（生態系等）、景観、活性化（ビジネス、観光等））
- 地域団体（観光協会）
- 行政（県、淡路市）

※説明や意見聴取のため、(株)ニジゲンノモリ、公園利用者、関係団体の参加を求めること有り



有識者会議（デザイン会議）

(3)役割

公園の管理・運営方針の変更、淡路アニメパーク構想にかかる新たなアイデアや計画等について相談を行い、助言により内容をブラッシュアップした上で、管理運営協議会で協議する。

【相談する事項】

- 「自然環境保全・活性化に関する基本的な考え方」の変更
 - ゾーニング図の変更（ゾーニング図Aの「対話しながら使い方を考えるゾーン」の使い方を含む）
 - 合意形成・情報発信のルールの変更 等
- 淡路アニメパーク構想に基づく新たな公園利用の促進及び施設整備
 - 淡路アニメパーク構想の中長期計画
 - 新施設整備（設置期間が1年以上の施設（計画の変更により、設置期間が1年以上となる場合を含む））
 - 生態系改変の可能性がある等、県が有識者会議へ相談すべきと判断した事項
- その他、県、管理運営協議会が有識者会議に諮ることが必要とする事項

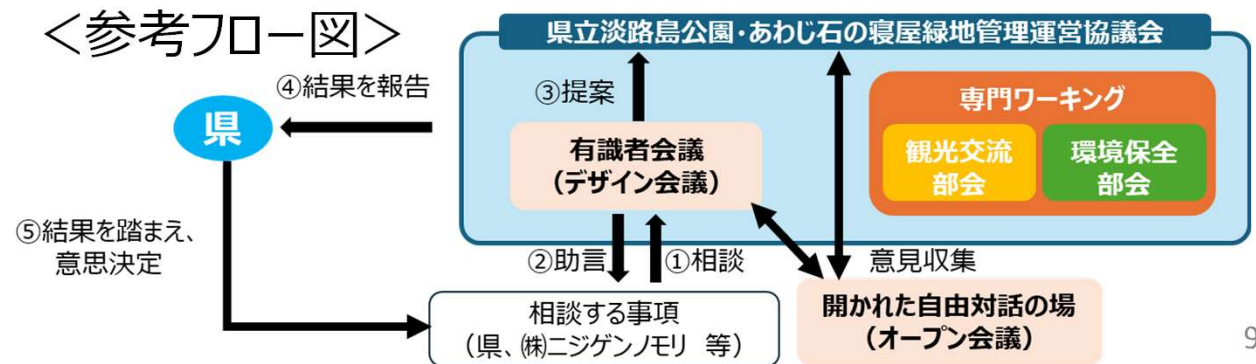
(4)開催時期・頻度

随時（管理運営協議会の開催前）・年度内に2回程度の開催を想定

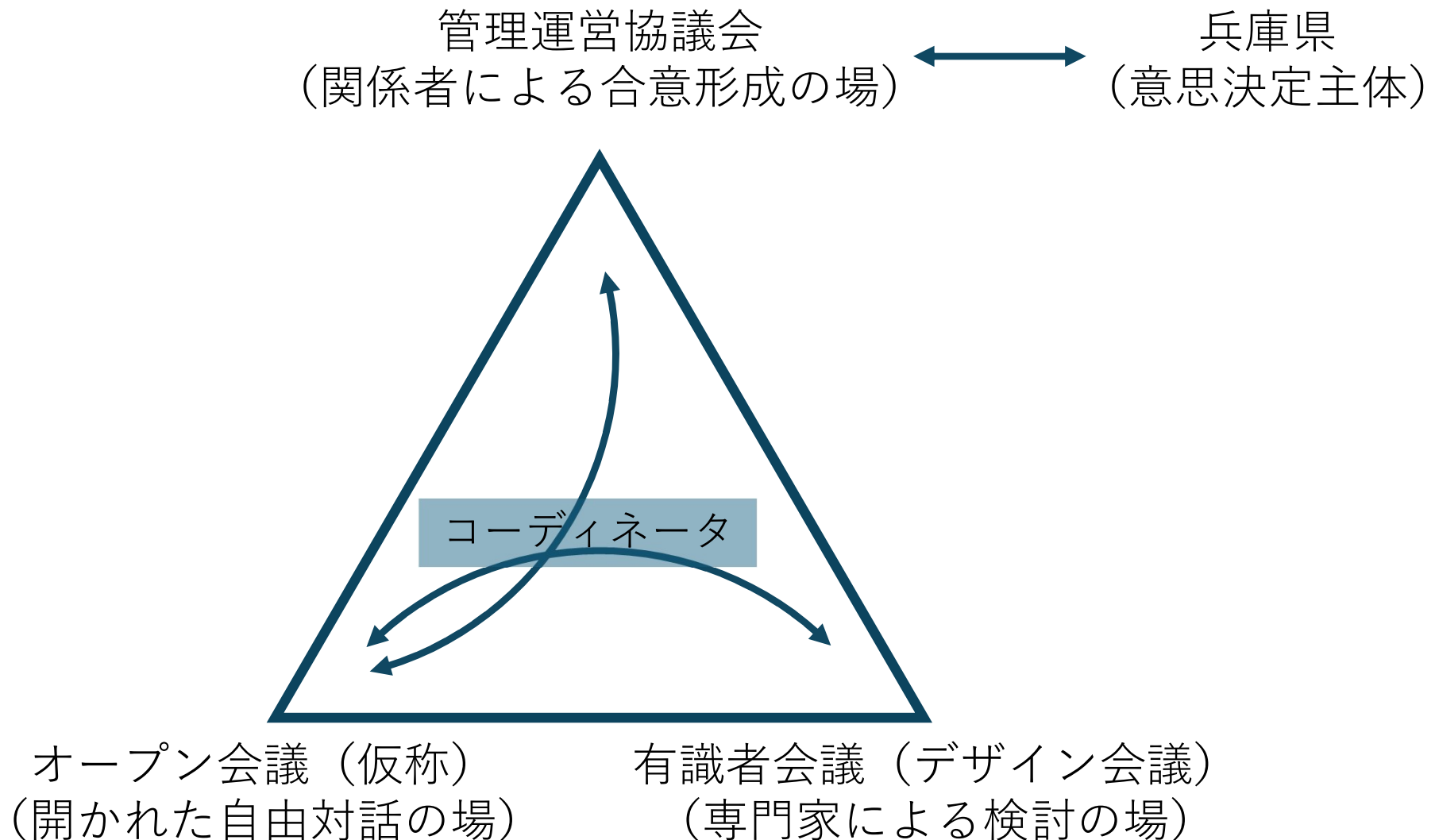
【相談すべきタイミング】

- ・アイデアの検討時期（公園の利用形態や公園利用者の動線が著しく変わるなど公園利用に大きく影響を及ぼす場合は、アイデア段階で協議）
- ・新たな計画の立ち上げ時期

＜参考フロー図＞



○オープン会議（仮称）実施時のイメージ図





- 県が公園施設の新設や改廃を行う場合は、**県が中心となって協議を進めることとし、合意形成・情報発信のルールを以下のとおり設定する。**
- 公園利用者等からの意見については、可能な限り、施設の利活用の方針に反映する。
- 管理運営協議会において**施設改修等の方針が既に合意されている場合は、改めての説明や意見聴取は不要とする**

<合意形成・情報発信のルール>

必要な手続き	区分	
	施設※1の更新	施設※1の新設、廃止、用途の変更
管理運営協議会等への説明・相談	○	○※2
SNS、HP、現地看板等を通じた情報発信	○	○
公園利用者等への意見聴取 (利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、HP等を通じた意見聴取など)	—	○

※1 上下水道、電気通信などのインフラを除く。

※2 ゾーニング図Aの変更(ゾーン変更)を伴う場合には、管理運営協議会等において合意形成を図る。